

12、争議による犠牲者を出さざること
附 帯 條 件

13、争議中の費用は會社に於て全額負擔

14、争議中従業員の日給は會社側に於て之を支拂ふこと

十 五 經 過

○ 第一回會見狀況

強硬分子数名は坑内従業員代表として五月三十日前重款願事
項を勞務主任に要望したる處借和會（意志疎通機關）よりの
申出なれば研討するが單なる従業員の要求は之を受進し難
との回答ありたるにより翌六月一日午後四時開催の借和會定
例委員會に本問題を提出し會社側所長各係長出席の下に協議
を重ねたる處同委員會は本問題の審議を拒絶した、然るに不
平分子は直ちに前記要求事項を記したる款願書を作成し約三

百名の賛成調印を取纏め委員も又要求貫徹せざれば總辭職す
るとして同日午後九時半會社勞務主任を助けて右要求書を手交
した。

○ 罷業決行並日本石炭坑夫組合の應援

六月二日一番方繰込時に首謀者と目される者六名が會社側よ
り入坑禁止せられたる爲俄然形勢悪化し入坑中の探炭仕練の
殆んど全員約二百六十名は之に同情し午前九時半無断昇坑し
坑口に陣取り協議をなし遂に罷業を敢行すると共に代表者二
十名は礦業所長と會見したるも決烈、而して一方強硬分子は
對策協議の上日本石炭坑夫組合に對し指導を求め借和會館に
争議本部を設け交渉委員を選出し翌三日正午全九州聯合
會より白米五十俵の調着に氣勢を加へ、改めて要求書を作成
午後一時組合幹事等交渉委員十五名が會社を訪問したのであ